令和7年7月22日（火）

館邑会
KANOUKAI

令和７年度
第二陽光園　地域連携推進会議

本日の流れ

１．社会福祉法人 館邑会

２．障害者支援施設とは

３．第二陽光園事業説明

①所在、②、基本理念、③利用者状況、

④令和7年度重点目標、⑤令和6年度主な取り組み

⑥利用者さんを守るために、⑦地域連携推進会議

⑧協力医療機関等、⑨第二陽光園の役割について

１．社会福祉法人　館邑会

①法人理念

理念：「私たちは地域の方たちとワンチームになり、誰もが輝ける社会をつくります」

館邑会
KANOUKAI

②事業経営方針

事業運営方針：

1．障害者総合支援法の理念に基づく福祉サービスの提供

・主に知的障害者を中心に、その心身の状態や多様なニーズに応じて、適切な福祉サービスを提供することに努めます。

・利用者が自立した生活を営むためのサポートを強化し、社会参加を促進します。

2．地域に根差した福祉サービスの展開

・法人内の施設やサービスの利用者は勿論のこと、地域で暮らす多くの障がいを持った方々にも福祉サービスを提供できるよう事業を企画していきます。

・地域との連携を強化し、地域全体で障がい者を支える体制つくりを目指します。

②事業経営方針

３．新事業所の設立準備

・館林栄町の公園開発に伴い、新しい事業所の設立準備を行います。

・新事業所の設立により、地域の福祉サービスの充実を図ります。

４．基幹相談支援センターの協力準備

・令和8年度4月より、1市4町が共同で始める基幹相談支援センターの協力準備を進めます。

・基幹相談支援センターと相談新センターの連携により、より効果的な支援体制を構築します。

③法人の沿革

- 昭和56年4月　（社福）館邑会　**陽光園**　開所
- 平成8年4月　精神薄弱者（入所）更生施設　**第二陽光園**（定員50名）　開所
- 平成11年4月　知的障害者（入所）更生施設　第二陽光園に名称変更
- 平成14年4月　第二陽光園通所部（4名）開設
- 平成15年4月　（措置制度から支援費制度）
- 平成16年10月　地域ホーム　**てんしゃば**　開所
- 平成18年4月　（障害者自立支援法　施行）
- 平成19年4月　相談支援センター**ほっと**　開業
- 平成21年10月　**ふらっぐ**　開所
- 平成23年4月　障害者支援施設　第二陽光園（生活介護60名　施設入所支援50名）に名称変更。
- 平成25年4月　（障害者総合支援法　施行）
- 平成25年4月　放課後等デイサービス　**ういず**　開所
- 平成30年4月　**GOOD　JOB**　開所
- 令和1年9月末　第二陽光園通所部 閉鎖（生活介護50名　施設入所支援50名）
- 令和5年10月　共同生活援助　**がじゅまる**　開所
- 令和6年3月　放課後等デイサービス　**ういず**　閉所
- 令和6年10月　**第二陽光園** 定員削減35名

館邑会 KANOUKAI

社会福祉法人
館邑会

日中活動の場

陽光園　生活介護(定員55名)

働きの場

ふらっぐ　就労継続支援Ｂ型（定員20名）

ＧＯＯＤＪＯＢ　就労継続支援Ｂ型（定員20名）

生活の場

第二陽光園　施設入所支援（定員３５名）
生活介護（定員３５名）
短期入所（定員４名）

がじゅまる　共同生活援助（定員１６名）
短期入所（定員１名）

てんしゃば
（共同生活介護）
そら（男性　定員4名
あすか（女性　定員15名）

相談の場

ほっと　相談支援センター

④各事業所の体制

- **陽光園**　生活介護　定員55名　　管理者　中村建児

  「利用者一人ひとりの個性を大切にします。
  誇りとやりがいをもって、明るく楽しい陽光園をめざします。」

- **第二陽光園**　施設入所支援/生活介護　定員３５名　管理者　程原一行

  短期入所事業　定員4名（男性２：女性２）

  日中一時支援事業（地域生活支援事業）

  地域生活支援拠点（緊急時の受け入れ）

  「利用者の健康と笑顔のため　ぬくもりのある生活を提供する。」

- **がじゅまる**　共同生活援助（日中サービス支援型）　定員１６名　＋ 短期入所I名

  管理者　程原一行

  「一人一人の福祉（幸せ）、当たり前の生活を支える」

④各事業所の体制

・**てんしゃば**　　共同生活援助　定員19名（あすか女性15名/そら男性4名）
管理者　遠藤真由実

「利用者が安らげるくらしを、利用者と共に作って行く」

・**ふらっぐ**　就労継続支援B型　定員20名　　管理者　鰐石英男

「『自分らしく働き、自分らしく生きる』」

・**GOOD　JOB**　就労継続支援B型　定員20名　　管理者　中村建児

「『知る　得る　つなげる』」

・**相談支援センターほっと**（虐待防止センター）　　管理者　仁木紀行

計画相談支援　一般相談支援　児童一般相談　児童計画相談

「障がいのある方々が安心して暮らせる地域づくりを目指します」

２．障害者支援施設とは

① 基本的機能 / 役割

１．専門的かつ継続的な支援を必要とする利用者の２４時間３６５日の生活を支える役割。あくまで利用者個人の意思、生活を尊重し、利用者一人一人の生活の充実を図る。

２．地域の暮らしをバックアップする機能：短期入所等で緊急時対応またレスパイトサービスとしての地域での生活を支える。

３．豪雨災害など大規模災害時の避難・支援の拠点としての機能。

４．人材育成の要としての機能

① 基本的機能 / 役割

- 主に昼間の日中活動支援を行う**「生活介護」**等のサービスと主に夜間の支援を提供する**「施設入所支援」**を行い、24時間365日を通しての継続的専門的な支援を行う場所。
- 機能　①生活中心型支援機能：重度障害者や高齢障害者
  ②自立支援型機能：個別目標に向けた自立活動を支援
  ③行動障害者等支援機能：行動障害を持つ人や
  その家族への支援
  ④その他：緊急対応等（短期入所・日中一時等）

②障害者支援施設の役割の変化

- 「終の棲家」
  ⇒「施設から地域へ」
- 「施設という枠の中でどう生活するか」
  ⇒「地域の中で利用者本人が自分らしく暮らす」
  為の選択肢の一つ
- 入所施設で集団の枠組みの中で専門的な支援。
  ⇒2002年「新障害者プラン」転換期。「小規模化・個室化」「地域移行」
- 個室化の浸透。

1人部屋：36.57%　2人部屋：46.35%　3人部屋以上：17.1%

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会（2019）

② 障害者支援施設の役割の変化

- 「小規模化・定員減」が進むなか、**Ｒ2年ＧＨ利用者数が入所施設利用者を上回る。**
- **2024**年3月現在　ＧＨ入居者187,000人（5年比＋65,000人）。
  障害者支援施設入所者123,000人（5年前比　－5,300人）。
- 障害者支援施設はその存在自体が否定されるべきものではない。寧ろ施設内で生じている「画一的な生活・支援」「没個性的な支援」「集団を管理するための規範」については考えを改め、早急な改善がなされるべきである。

⇒近年障害者支援施設の在り方が問われている。

② 障害者支援施設の役割の変化

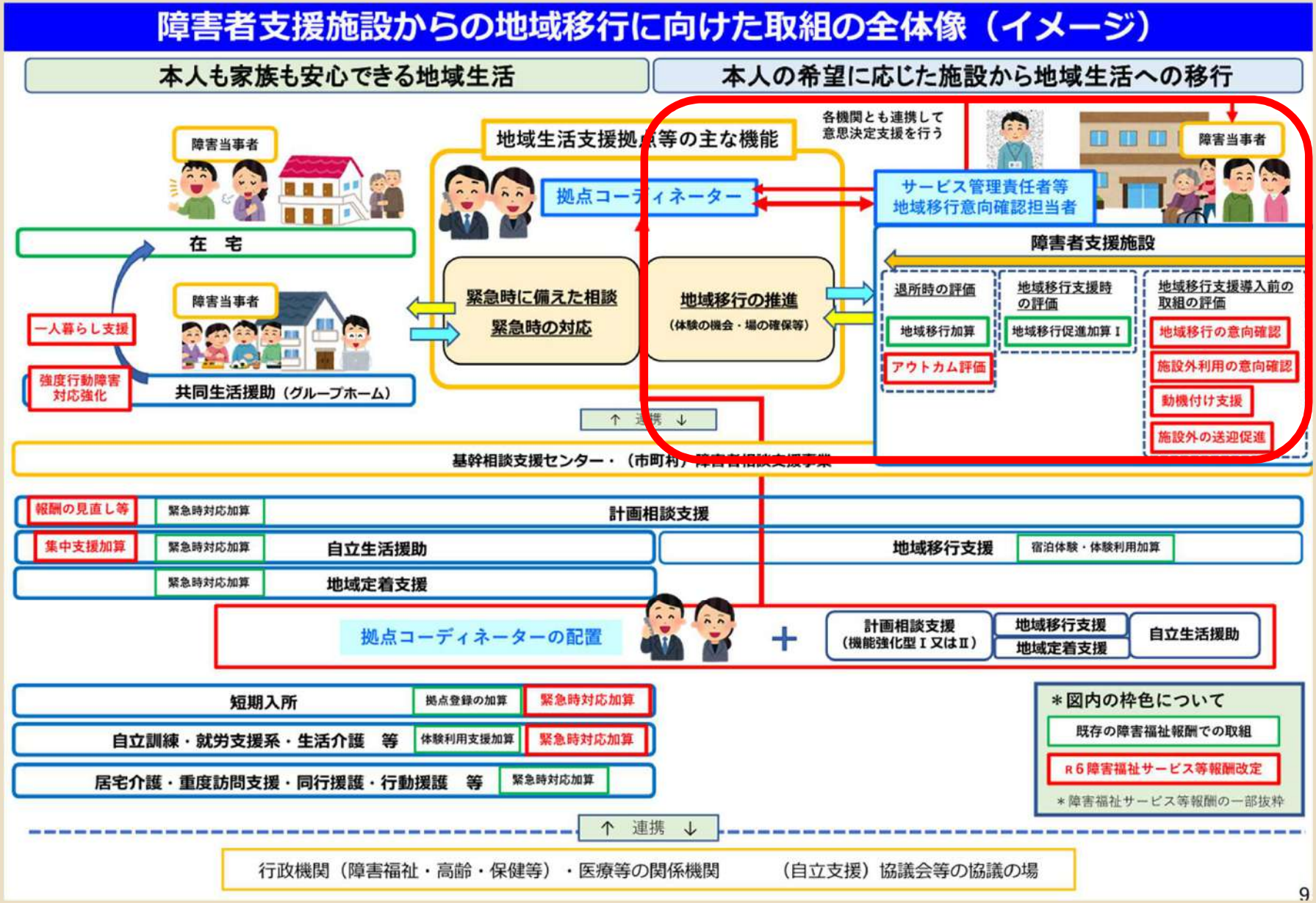

③障害者支援施設のこれからの在り方

R6年度報酬改定に関して

A) 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

B) 障害者の**意思決定支援**を推進するための方策

→「**本人の幸せは本人が決める**」

→「何処で誰と暮らし何をするのか」

→「本人の最善について語りつくす」

C) 障害者支援施設における**地域移行**を推進するための取組

→ 地域移行、日中サービスの意向調査を行う担当者選任

→意向確認の記録、意向を踏まえた個別支援計画。

意向確認マニュアル作成。

R8年度より義務化

③障害者支援施設のこれからの在り方

公益財団法人日本知的障害者福祉協会による提言

令和7年3月25日

１．第I種社会福祉事業としての障害者支援施設の在り方について

共生社会の実現を目指す今日においては、まちづくりの一端を担うことが期待される社会福祉法人が運営する障害者支援施設は、第I種社会福祉事業として、居住支援機能だけでなく、地域の福祉施策推進の中核的役割として、下記機能が期待される。①**居住支援機能・地域移行支援機能**、②**地域の障害のある人への中核的支援機能**（短期入所・緊急受け入れ、人材育成）、③**地域支援機能**（障害福祉の理解促進と地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション）

２．住まいの場と日中活動の場の在り方について

利用者の生活環境を整えるために、①日中の過ごしの場を敷地外に作ることを認めるべき、②利用者の要望を叶えても継続的な運営が見込まれる報酬体系の整備、③生活介護（日中活動）の定員が施設入所支援の定員を下回ることも認めるべき、④施設入所している利用者の施設外の日中活動利用を推進するため、入所施設の職員体制の在り方（生活介護・施設入所支援の職員配置及び算定基準）を見直すべき

③障害者支援施設のこれからの在り方

公益財団法人日本知的障害者福祉協会による提言

令和7年3月25日

3．個室化・生活単位の小規模化について

①新設・建て替え・大規模修繕を行う場合には、ニーズがある場合を除き原則個室化。ユニット化を進める。

②障害者支援施設の小規模化、生活環境の向上を目的として、サテライト施設を創設すべきである。

③ 障害者支援施設のこれからの在り方

- 入所施設の役割。住まいはケーキの「スポンジ台」。
- 入居者が安心して過ごせる場の整備について改めて考える。
- **地域移行**：入所施設からGHへ。GHから地域へ。

  →誰とどこで暮らすのか、は重要な問題。
- 国の方針に加えて地域特有の状況を踏まえる。

  →入所待機者数。定員減・小規模化。個室化。
- 入居利用者はもとより**待機者**のこれからの過ごしの場についても考える。
- **地域つくり**の視点：地域の状況（ニーズ、社会資源、他職種との連携）を踏まえた在り方の模索。

③ 障害者支援施設のこれからの在り方

- 利用者の生活を考える際、同じ地域の一生活者として、我々自身の生活の潤いを考えるように利用者の**当たり前の生活環境**について、もう一度考え直す。
- その**根拠は、利用者の安心、快適、幸福**。我々が考える幸福ではなく、彼ら自身の思いをどのように汲み取り形にするか。彼らは意思を持ち表現できる存在だと認識し、彼ら自身が表現する彼らが求める快適の在り方を支える。

⇒**支援者自身の福祉観が問われている。**

不安
苦手なこと
嫌いなこと

安心
好きなもの
美味しいもの

3. 第二陽光園 事業説明

① 所在

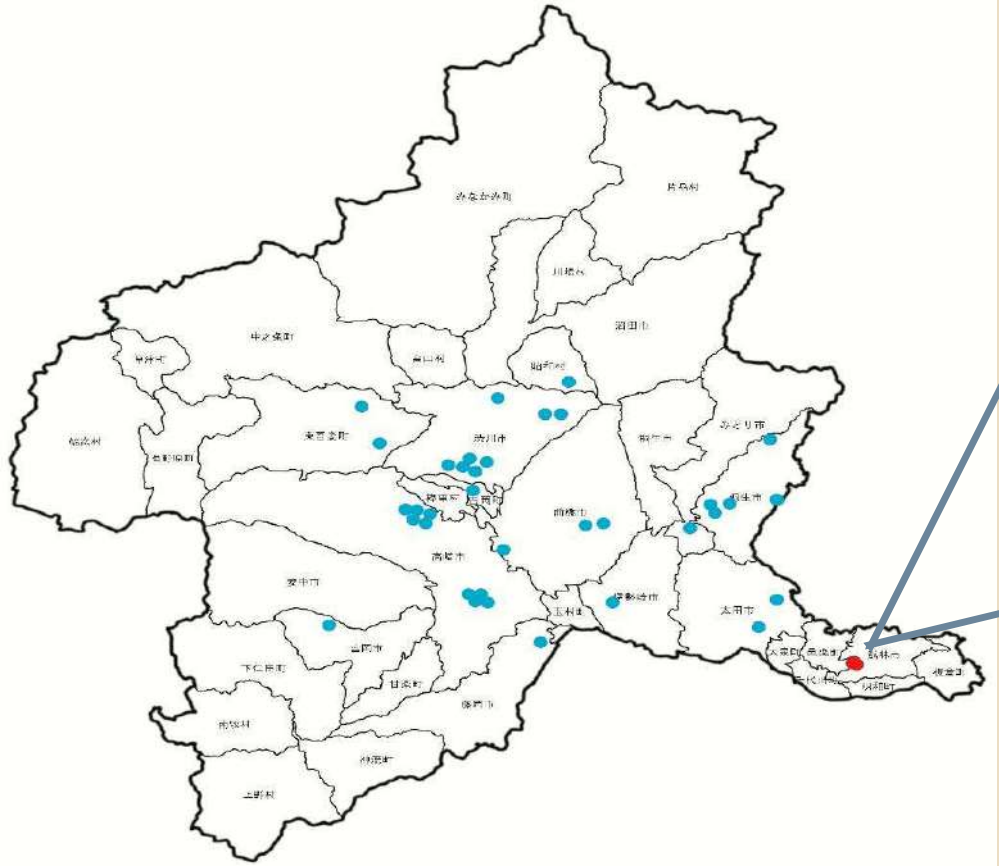

社会福祉法人　館邑会
障害者支援施設　第二陽光園
群馬県邑楽郡邑楽町赤堀８３７

② 基本理念

「利用者の笑顔と健康のために、
ぬくもりのある生活を提供する」

第二陽光園は障害者総合支援法に則った障害者支援施設として、施設入所支援と生活介護、短期入所および日中一時支援を行っています。社会情勢が大きく変化する中、障害者福祉の推移を見定めながら障害者支援施設が果たすべき役割を自覚して、家族や地域との結びつきを大事にし、安心して利用していただける施設運営を目指します。

　また、利用者にとってより良い生活の場であるための工夫と、職員にとっても働きやすい職場環境作りに努めます。

③ 利用者状況(33名)

A）利用者性別年齢構成（R７年６月１日現在）

	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上	平均
男性	0	1	1	１０	2	1	0	**46.9**
女性	0	0	0	6	6	1	5	**60.4**
合計	0	1	1	16	8	2	5	54.1

B) 障害支援区分（R７年６月１日現在）

	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	平均
男性	0	0	0	0	0	1	14	5.93
女性	0	0	0	0	0	2	16	5.89
合計	0	0	0	0	0	3	30	**5.91**

③ 利用者状況（33名）

C) 障害種別（R７年6月１日現在）

・療育手帳のみ所持者　３1名

・療育手帳＋身体障害者手帳 所持者　２名

身体障害者手帳所持者（２名）の内訳（視覚障害１級、体幹機能障害1級）

D) 利用者在籍年数（R7年6月１日現在）

	1年未満	1~2年未満	2~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20年以上
男性	0	1	1	3	0	2	8
女性	1	0	0	0	1	1	15
合計	1	1	1	3	1	3	**２３**

④ 令和７年度　重点目標

A) 利用者個人の**意思決定を支えるための体制つくり**を行う一年とする。

B) 利用者それぞれに応じた生活空間、また危機管理対策の充実を踏まえた**生活環境整備、体制整備**に重点を置く。

C) **老朽化による修繕**、また車両の入れ替え等施設環境の整備を図る。

⑤ 令和６年度主な取り組み

A) 入所定員の変更（R6年10月）

40名⇒35名（現員33名）

B) 事業所内設備整備

C) 男性棟居室の整備

男性棟居室の様子

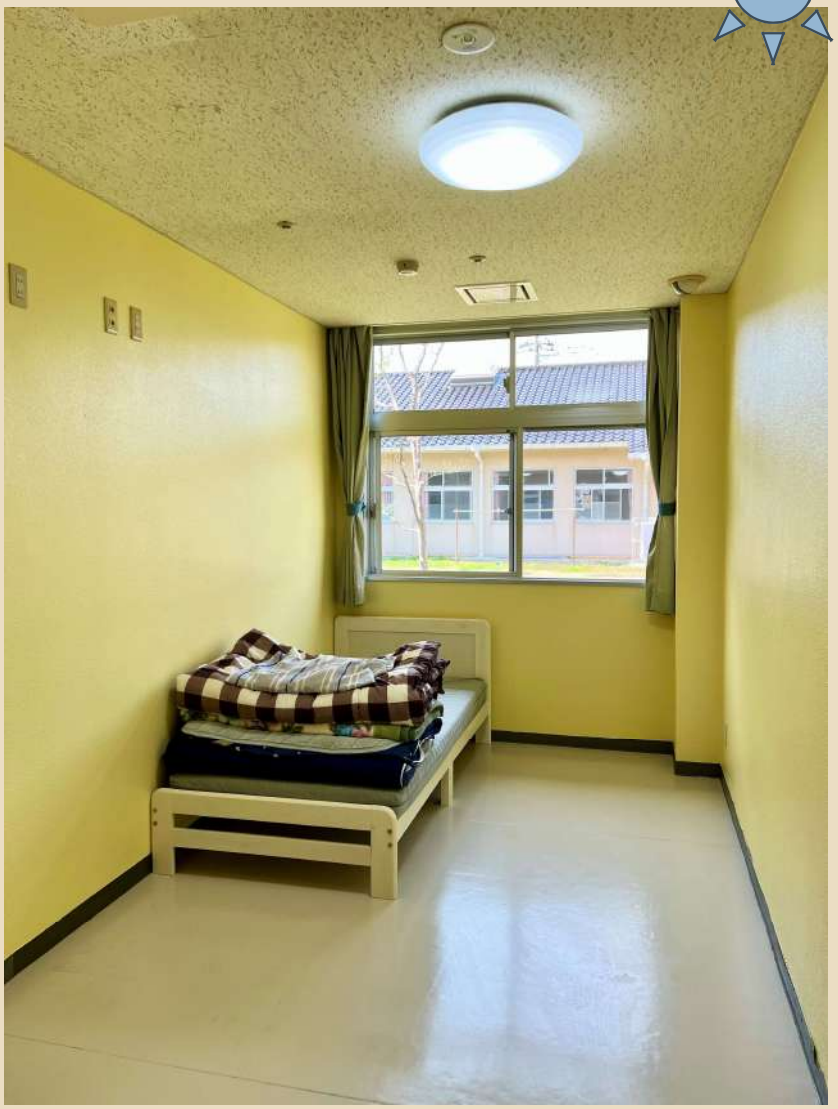

⑥ 利用者さんを守るために

A) 危機管理の側面

・自然災害（風水害・地震）から利用者を守る

・・・事業継続計画の策定。

訓練・研修それぞれ年2回実施

・感染症から利用者を守る

・・・感染症対策委員会開催（年4回）

研修と訓練 それぞれ年2回実施

・他様々な危険から利用者を守る

・・・防災。設備管理等

⑥ 利用者さんを守るために

B) 権利擁護の視点

・不当な差別の禁止・・・合理的配慮

・身体拘束適正化・・・指針を整備。委員会の開催。
研修の機会を設ける。

・虐待防止・・・指針を整備。委員会の開催。
研修の機会を設ける。

・地域連携推進会議

基本は本人の「幸せ」のため

⑦ 地域連携推進会議

目的）地域連携推進会議は、事業所と地域が連携することにより、以下の目的を達成する為の、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体です。

①利用者と地域の関係作り

②地域の人への事業所や利用者に関する理解の促進

③事業所やサービスの透明性・質の確保

④利用者の権利擁護

構成員）利用者、**利用者家族**、地域の関係者、福祉に知見のある人など

開催）会議：7月を予定。事業所への訪問：構成員各々で調整

内容）①利用者の生活の様子、職員状況、運営状況、事業計画、行事等の報告

②意見交換

※居住系事業所ではR7年度から開催が義務化。

⑧ 協力医療機関等

- 嘱託医　真愛ウィメンズクリニック　眞中千明先生
- 協力病院　公立館林厚生病院
- 健康診断　健康づくり財団
- 歯科検診　あおぞら歯科
- 歯科定期通院　館林邑楽歯科保健医療センター
- その他館林邑楽近隣の医療機関

  川島脳外科、小曽根整形外科、慶友整形外科、川村眼科
  つつじメンタルクリニック、新橋病院等

⑨ 第二陽光園の役割について

- 第二陽光園は、平成8年4月に開所し、以降29年にわたり、主に知的な障害を伴う利用者さんの　食べる、寝る、排泄する、気持ちよくお風呂に入る、余暇活動を助けるといった「**生活支援**」を軸として、利用者さんの生活を支えてきました。
- 法制度が変わっていく中、第二陽光園（障害者支援施設）の「在り方」「役割」についても変わらざるを得ない部分が出てきています。更に利用者さんの「高齢化」や「必要とする支援の多様化」が顕著になってきています。
- しかし、利用者支援の根本（**健康と笑顔**）は変わりません。

⑨ 第二陽光園の役割について

- 旧来の入所施設（障害者支援施設）は、利用者さんを最後まで責任もって支援していくことがその役割とされていました。しかしそこに「本人の意思」がどこまで反映されていたのでしょうか？
- 現在では利用者の声なき声に耳を傾け、可能な限りご本人の最善を考え、少しづつでもご本人が求める「幸福」に近付いて行けるような支援を提供することが支援者に求められています。
- 「第二陽光園ありき」ではなく、あくまで「利用者さんの求めに応じる形」で使っていただくための場所として機能できればと考えます。
- 「地域全体で支援を必要とする方々を支える仕組み作り」の先頭に立ち推し進めていくことが大切な役割だと考えます。

⑨ 第二陽光園の役割について

- 「障害者支援施設の在り方が問われている」、「入所している利用者さんの地域移行を進めていく」と聞くと、障害者支援施設に入所している利用者さんを施設の外に出していくことが目的だと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、本来の目的はそこではありません。
- **利用者さん一人一人にとって、できる限り合った場所、望んだ場所で暮らせる地域をつくる**ことが、これからの障害福祉には求められています。
- 現状この圏域における選択肢（社会資源）は多くありませんし、実現が難しい要望も多々あります。しかし、少しづつでも理想に向かって前進することで5年後、10年後は確実に変わっていくと考えています。
- 間違いなくこの30年で支援を必要とする利用者さんの生活環境は向上しました。これからも向上していくと信じ、目の前の利用者さんの幸福を考え続けられればと思います。